別表十七（二の四）　記載要領

1　この表のⅠは、法人が租税特別措置法第66条の５の２第３項（対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「対象支払利子等合計額　⑴」の欄は、租税特別措置法第66条の５の２第１項に規定する対象支払利子等合計額を記載すること。

3　「控除対象受取利子等合計額　⑵」の欄は、租税特別措置法第66条の５の２第２項第６号に規定する控除対象受取利子等合計額を記載すること。

4　「特定資本関係のある内国法人グループ単位の割合基準」の各欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　「対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額の合計額を控除した残額　⑷」の欄は、内国法人及び当該内国法人との間に特定資本関係のある他の内国法人（租税特別措置法第66条の５の２第３項第２号に規定する特定資本関係のある他の内国法人をいう。⑵及び⑶において同じ。）の当該事業年度に係る同号イに掲げる金額を記載すること。

⑵　「調整所得金額の合計額から調整損失金額の合計額を控除した残額　⑸」の欄は、内国法人及び当該内国法人との間に特定資本関係のある他の内国法人の当該事業年度に係る租税特別措置法第66条の５の２第３項第２号ロに掲げる金額を記載すること。

⑶　内国法人との間に特定資本関係のある他の内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を別紙に記載して添付すること。

5　この表のⅡは、連結親法人が租税特別措置法第68条の89の２第３項（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

6　「対象支払利子等合計額　⑻」の欄は、租税特別措置法第68条の89の２第１項に規定する対象支払利子等合計額を記載すること。

7　「控除対象受取利子等合計額　⑼」の欄は、租税特別措置法第68条の89の２第２項第６号に規定する控除対象受取利子等合計額を記載すること。